

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）三次公募・スタートアップ Q&A

質問事項	回答
i) 研究計画は、非競争領域だけで立案するのか。 ii) 競争領域は含めないか。	i)、ii) 何れもその通りである。
スタートアップ企業が、研究開発代表者になる場合は、プロジェクトマネージャー的立ち位置か。	その通りである。
スタートアップ企業は、研究費の拠出をしても良いのか	スタートアップ企業が代表機関、分担機関になっている場合は拠出は出来ない。基本的には、AMEDからの委託費、産学官共同研究企業から同額以上のリソース、を受け取るのみ。
産学官共同研究企業が研究途中に増えた場合、AMEDからの委託金の増額は可能か。	途中からのAMED委託金の増額は無い。最初から増えることを見込んで計画を立案いただきたい。
スタートアップ企業の参加条件は、設立10年以内だが、絶対条件か。	原則10年であり、審査の際柔軟に判断する。
スタートアップ企業が分担機関に入った場合、代表機関のアカデミアがコントロールし、分担機関に資金配分をするのか。	その通りである。
企業からのリソース、お金の流れについて知りたい。例えば、派遣する研究員の人件費についての証はどうするか。	時間単価×労働時間×派遣数についての資料をエビデンスとして提出いただく。ですが、当事業に携わった証拠として、後で確認の際にどの日のどの時間分を計上したのかがわかるようにしておいてください。
研究代表機関は、機関としてのe-Rad登録必要か。	必要である。
すでに持っている特許をベースに非競争領域で得られた知見を論文化することは問題ないか。その後競争領域にて社会実装を行うことは本事業趣旨に合っているか。	問題ない。
非競争領域での技術開発で出願した特許は、特許をコンソーシアム以外に広く無料開放しなければいけないのか。	その必要はない。特許化したものはコンソーシアム内で使用していただければ良い。
産学官共同研究企業に病院や医療系機関は含まれるか。	対象である。ただし、リソースを拠出していただくことが前提である。
i) アカデミアと産学官共同研究企業にて事業を開始し、後から（3年目から）スタートアップ企業が参画して良いか。 ii) スタートアップ企業は起業していないといけないのか。	i) 研究開始当初からスタートアップ企業の参画が必要である。研究開始時にアカデミア1機関以上、スタートアップ企業1社以上、産学官共同研究企業1社以上の参画が必須である。ii) 申請にあたっては、スタートアップ企業の登記事項証明書（履歴事項証明書）の提出が必要なため、申請までに登記が済んでいる必要がある。
産学官共同研究企業が非競争領域の研究と同時に競争領域に該当する開発をしたり、特許を出したりすることは問題ないか。	コンソーシアムの枠組みは非競争領域に限られる。産学官共同研究企業が行う競争領域の部分は本事業対象外となる。
スタートアップ企業は最低1社で他の参画はスタートアップ企業以外で問題ないか。	スタートアップ企業は1社以上のため、1社でも問題はない。他としてアカデミアの大学や独立法人などが参画する体制となる。
産学官共同研究企業から拠出されたリソースでアカデミアやスタートアップ企業が生み出した成果を産学官共同研究企業に還元することは可能なのか。	可能である。産学官共同研究企業は得られた研究成果を活用して製品化等を行う流れとなる。産学官共同研究企業だけでなくスタートアップ企業が個社あるいは複数社で社会実装に取り組むことも可能である。
産学官共同研究企業はリソースを拠出する一方で、AMED委託費を受け取ることはできないのか。	そうである。AMED委託費はスタートアップ企業とアカデミアのみ使用することになる。
製薬系だが、本事業で得られた研究成果をスタートアップ企業がライセンスアウトし、産学官共同研究企業が社会実装することは問題ないか。	問題ない。
アカデミアは複数でないとダメなのか。	1機関でも問題ない。1機関以上となる。
非競争領域で生み出される知財を産学官共同研究企業が所有しても良いのか。	AMED委託費で生み出された知財はスタートアップ企業またはアカデミアの帰属となるが、本事業では産学官共同研究企業への研究開発データの開示・提供は可能である。（説明会資料1 p.16参照）
i) リソース提供は出資金でも構わないのか。 ii) 産学官共同研究企業は国外企業もよいのか。	i) スタートアップ企業への出資金はリソース対象外である。 ii) 原則日本の法人格を有する機関のため国外企業は対象外となる。
採択以前に提供された産学官共同研究企業からのリソースを計上することはできるのか。	研究開始時点から提供されるものが対象。それ以前に提供されたリソースはカウントできない。

<p>提案時のリソースは研究の過程で変わる場合があるが、AMEDでは提供された物品費や人件費などのリソースをどのように確認するのか。</p>	<p>変わる場合は、計画変更に該当する場合もあるため、都度ご相談いただきたい。リソースの確認は、研究開始時や研究終了時等となる。研究開始時にはアカデミアと企業間が締結した共同研究契約書等の写しを提出頂きリソース額を確認する。研究終了時にAMED委託費総額がリソースの拠出額を超過する場合には超過額を返納頂くことになる。</p>
--	---